



県章

# 三重県公報

昭和63年1月22日 金曜日 第11653号

## 目次

### 告示

- 胃がん検診の手数料の改定 (医務環境課) 2
- 漁業災害補償法の規定による共済契約を締結することについての同意が要件に適合している旨 (漁政課) 2
- 公有水面埋立免許 (港湾課) 2
- 道路の区域の変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始及びその関係図面の縦覧 (同) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 6

### 公告

- 昭和62年度行政書士試験の合格者 (学事文書課) 10
- 第30期三重県地方労働委員会使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦 (労政課) 10
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出 (耕地課) 10
- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (同) 13
- 同件 (同) 13
- 土地改良事業の工事が完了した旨の届出 (同) 14
- 換地計画認可申請を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 14
- 換地処分をした旨の届出 (都市計画課) 14

### お知らせ

- 昭和62年度三重県公報講読のお知らせ (学事文書課) 14

### 正誤

- 昭和62年12月11日付け三重県公報第11643号 (道路維持課) 15
- 同件 (同) 15
- 昭和62年12月25日付け三重県公報第11647号 (開発指導課) 15



三重県告示第24号

三重県保健所手数料条例（昭和33年三重県条例第14号）別表第1号の項ホ及び同表第2号の項の規定により、胃がん検診の手数料の額を次のとおり改定し、昭和63年4月1日から施行する。

昭和63年1月22日

三重県知事 田川亮三

胃がん集団検診料 3,400円

三重県告示第25号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する共済契約を締結することについての同意は、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認める。

昭和63年1月22日

三重県知事 田川亮三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
香良洲区域 (香良洲漁業協 同組合の地区)	(第2号漁業) 小型底びき網漁業	一志郡香良洲町	土性武司 長井敏一 藤川貞則

三重県告示第26号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

昭和63年1月22日

的矢湾港湾管理者の長

三重県知事 田川亮三

1 免許の年月日及び番号

昭和63年1月22日

三重県指令港第45号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

津市広明町13番地

三重県

代表者

津市観音寺町446番地の20

三重県知事 田川亮三

3 埋立区域

(1) 位置

三重県鳥羽市相差町字見崎37-157地先の公有水面

(2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和57年10月12日付け三重県指令港第275号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（DL+2.03mにより決定）によって囲まれた区域

①の地点 的矢港相差西防波堤燈台（北緯34度22分30.6秒、東経136度54分09.7秒）から62度30分350.00mの地点

②の地点 ①の地点から 34度40分 12.20mの地点

③の地点 ②の地点から130度00分 7.80mの地点

④の地点 ③の地点から243度00分 3.20mの地点

(3) 面積

50.58㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県鳥羽市相差町字見崎37-15、37-157及び37-157地先の公有水面

(2) 区域

次の㉑の地点から㉒の地点までを順次直線で結んだ線及び㉒の地点と㉑の地点を直線で結んだ線によって囲まれた区域

㉑の地点 的矢港相差西防波堤燈台（北緯34度22分30.6秒、東経136度54分09.7秒）から54度20分296.00mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 76度55分 47.00mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から166度55分 52.50mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から241度00分 20.00mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から268度40分 22.00mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から240度40分 7.00mの地点

(3) 面積

2,665.68㎡

5 埋立地の用途

護岸用地及び漁業関連用地

三重県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和63年1月22日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沢野田関線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	鈴鹿市東庄内町字馬ヶ背1905番地先から	旧	2.50~16.00		1,400.00
	亀山市両尾町字太会2702-5番地先まで	新	8.00~45.00		1,400.00

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	鈴鹿郡関町大字加太板屋字小黒見4564-1地先から	旧	5.10~22.20		271.00
	鈴鹿郡関町大字加太板屋字裏之内4621-1地先まで	新	5.70~22.20		271.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	伊勢市中村町字西世古里958-1番地先から	旧	3.00~14.10		755.00
	伊勢市中村町字樋畑1433番地先まで	新	6.00~19.00		710.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大台大台ヶ原線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	多気郡宮川村天字下真手字大道下282-4番地先から	旧	4.60~9.00		332.00
	多気郡宮川村大字下真手字大道下452-1番地先まで	新	8.00~19.00		332.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津浜浦五ヶ所浦線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	度会郡南勢町大字中津浜浦字里285番地先から	旧	3.40~29.00		2,697.60
	度会郡南勢町大字五ヶ所浦字合神204-5番地先まで				
	度会郡南勢町大字中津浜浦字荒見ザキ152-6番地から	新	3.40~29.00		2,876.00
	度会郡南勢町大字五ヶ所浦字合神204-5番地先まで				

第6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	久居市戸木町字焼野5457-2地先から	旧	24.00~26.00		11.00
	久居市戸木町字焼野5462-5地先まで	新	31.00		11.00

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小林鹿間線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	四日市市山田町字向山770-3番地先から	旧	4.20~14.40		194.80
	四日市市鹿間町字北起1138-1番地先まで	新	8.00~17.60		200.00

三重県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日か

ら3月間縦覧に供する。

昭和63年1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市停車場線	四日市市本町108-1番地から 四日市市蔵町21番地先まで	昭和63年1月22日
県道 伊勢魚見松阪線	多気郡明和町大字山天淀字上長崎1554番の2地先から 多気郡明和町大字根倉字里前1362番の2地先まで	昭和63年1月22日
県道 大淀港斉明線	多気郡明和町大字天淀字早登1687-2番地先から 多気郡明和町大字平尾字北浦412-1番地先まで	昭和63年1月22日
県道 小林鹿間線	四日市市山田町字向山770-3番地先から 四日市市鹿間町字北起1138-1番地先まで	昭和63年1月22日
県道 津停車場線	津市羽所町345番地先から 津市栄町三丁目263番地先まで	昭和63年1月22日
県道 津芸濃大山田線	安芸郡芸濃町大字河内字向谷3726番地先から 安芸郡芸濃町大字河内字出店1131番地先まで	昭和63年1月22日
一般国道 165号	久居市戸木町字焼野5437の6地先から 久居市戸木町字焼野5462の5地先まで	昭和63年1月22日
県道 上神戸名張線	上野市上神戸字白地204の内第1番地先から 上野市上神戸字半田841番の5地先まで	昭和63年1月22日

三重県告示第29号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和63年1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
八王子地区(その3)急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

- 3 区域の土地の表示  
四日市市八王子町字富里136、135、155、161、162、163、166、165、164、160、159、158、150、149、148、147及び146の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
西寺垣地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
一志郡美杉村太郎生字西寺垣内
- 3 区域の土地の表示  
一志郡美杉村太郎生字西寺垣内5569、5568の一部、5590の一部、5591の一部、5592の一部、5596の一部、5597の一部、5598、5606の一部、5605の一部、5612、5611、5613の一部、5610、5609、5608、5607、5598、5595、5594、5585及び5586の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
東上地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
一志郡美杉村太郎生字東上
- 3 区域の土地の表示  
一志郡美杉村太郎生字東上1102、1103の3、1103の1、1103の4の一部及び1104の一部の土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
宮垣内地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
一志郡美杉村丹生俣字宮垣内
- 3 区域の土地の表示  
一志郡美杉村丹生俣字宮垣内1360の2の一部、1369の1、1377の5、1377の1の一部、1383の一部、1384の一部、1385の一部、1387の1の一部、1388の一部、1389、1406の一部、1407の1の一部、1405の1の一部、1405の2の一部、1397の2の一部、1404の1、1403、1401、1399、1398、1395の1、1392、1379、1378及び1367の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
野登瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
一志郡美杉村下多気字野登瀬

3 区域の土地の表示  
一志郡美杉村下多気字野登瀬1439、1438、1437の 3、1437の 1、1441、1441の 3、1448、1447の 1、1456の 1、1466の 3、1468の 1、1467の 3、1469の 2 の一部、1452の 1 の一部及び1452の 2 の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
大山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
一志郡白山町大字山田野字下廣及び字口大山

3 区域の土地の表示  
一志郡白山町大字山田野字下廣878、2616の一部、2610の一部、2611の一部、2612の一部、2613の一部、2614の一部、2615の一部、2618の一部及び879の 2、並びに字口大山901の 1、901の 2、902、902の 2、903、904、905の 1、905の 2、906、907の 2、907の 1、909及び908の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
梅ヶ谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
度会郡大内山村大字川口字梅ヶ谷

3 区域の土地の表示  
度会郡大内山村大字川口字梅ヶ谷5265の 2 の一部、5264の一部、5263の一部、5262の 3 の一部、1689、5262の 1、1659の 1、1659、1658及び1646の土地

第 8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
的矢地区（その 4）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
志摩郡磯部町の矢字下ヶ谷及び字新屋敷

3 区域の土地の表示

志摩郡磯部町の矢字下ヶ谷380の 6 の一部、380の 5 の一部、380の 4 の一部及び383の一部、並びに字新屋敷385、389、390、394、395、397、398の一部、406、410、412、413、417の 1、418、419、437の 5 の一部、437の 4、437の 2 及び437の 1 の土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
東湯舟地区（その 1）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
阿山郡阿山町大字東湯舟字鳥羽

3 区域の土地の表示  
阿山郡阿山町大字東湯舟字鳥羽1032の 1、1047、1049、1048、1050、1051の 1、1051の 2、1102、1103、1107、1106、1108の一部、1113の 1 の一部、1086の 3、1086の 1、1088の 1、1090の 1、1090の 4、1093の 1、1055、1045の 1、1045の 2 及び1034の 1 の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第10

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
島勝西地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
北牟婁郡海山町大字島勝浦字西ノ口字西ノ谷及び字西河内

3 区域の土地の表示  
北牟婁郡海山町大字島勝浦字西ノ口213の 6、213の 5、213の 3 の一部及び213の 1 の一部、字西ノ谷212の一部、211の一部、211の 7、211の 6、211の 1、210の一部、209の一部、208の一部及び208の 1、並びに字西河内197の 2、197の 1、194の 3、194の 2、194の 1、193の 2、193の 1、193の 3、190の 4、190の 7、190の 5、190の 6、190の 2、189の 3、189の 4、186の 3、186の 4、185の 2、182の 4、182の 1、181の 7、181の 4、181の 3、181の 2、180の 2、179の 2、179の 10、179の 4、179の 6、179の 5、178の 5、178の 1 及び214の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第11

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
白浦東地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地  
北牟婁郡海山町大字白浦字里ノ上、字西里ノ上及び字中ノ郷

3 区域の土地の表示

北牟婁郡海山町大字白浦字里ノ上91の1及び91の一部、字中ノ郷99の1の一部、字里ノ上91の一部及び103の一部、字中ノ郷102の1、字里ノ上103の一部、字西里ノ上107の1の一部、並びに字中ノ郷108の1、108の2、102、101、99、98の2、94の2、93及び92の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介する国有地及び公有地



行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の規定により昭和62年10月25日実施した昭和62年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和63年 1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

「次」は省略し、合格者名は三重県庁舎内の掲示板に掲示する。

第30期三重県地方労働委員会使用者委員及び労働者委員を任命するために、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のように委員候補者の推薦を求める。

昭和63年 1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

1 委員候補者の推薦

(1) 受付期間

昭和63年 1月25日から同年 2月24日まで

(2) 受付場所

津市広明町13番地（〒514）

三重県商工労働部労政課

2 労働組合の資格立証

(1) 受付期間

昭和63年 1月25日から同年 2月 8日まで

(2) 受付場所

三重県商工労働部労政課又は最寄りの県民局（商工労働生活課）經由三重県地方労働委員会

3 詳細の問い合わせは、商工労働部労政課へすること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

昭和63年 1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

○積良土地改良区（度会郡玉城町積良824番地）

退任理事

度会郡玉城町積良761

794

792

769

820

退任監事

度会郡玉城町積良770

790

就任理事

度会郡玉城町積良761

794

792

769

820

就任監事

度会郡玉城町積良770

790

○宮古土地改良区（度会郡玉城町宮古1550番地）

退任理事

度会郡玉城町宮古13番地

1299番地 1

就任理事

度会郡玉城町宮古13番地

1299番地 1

○柘植川沿岸土地改良区（阿山郡伊賀町大字下柘植728番地）

退任理事

阿山郡伊賀町大字下柘植4803番地

809番地の 2

新堂352番地

御代673番地

柏野274番地

川西65番地

木 村 吉 孝

大 谷 進

大 谷 武

大 西 清

尾 崎 一

辻 誠

大世古 和 久

木 村 吉 孝

大 谷 進

大 谷 武

大 西 清

尾 崎 一

辻 誠

大世古 和 久

浦 野 作 平

村 木 増 夫

浦 野 作 平

村 木 増 夫

谷 本 喜代志

松 本 治

森 進

前 澤 政 信

福 永 清

塚 脇 多 聞

阿山郡伊賀町大字西之澤511番地	西尾昇
“ 阿山町大字円徳院435番地	藺川幸夫
退任理事	
阿山郡伊賀町大字下柘植931番地	西島利久
“ “ 1748番地	奥澤辰雄
“ 愛田266番地の1	服部武一
就任理事	
阿山郡伊賀町大字下柘植4803番地	谷本喜代志
“ “ 637番地	松島幸生
“ 新堂352番地	森進
“ 御代799番地	藤田光郎
“ 柏野274番地	福永清
“ 川西65番地	塚脇多聞
“ 西之澤511番地	西尾昇
“ 阿山町大字円徳院435番地	藺川幸夫
就任監事	
阿山郡伊賀町大字下柘植931番地	西島利久
“ “ 1748番地	奥澤辰雄
“ 愛田3048番地の1	水岡覚
○四十九西部土地改良区(上野市久米町512の1)	
退任理事	
上野市四十九町790	松永修
“ 763	奥西正義
“ 1330	福田操
“ 778	増田庄治
“ 1384	福田正昭
“ 1331	田中源三
“ 660	福沢実
退任監事	
上野市四十九町1369	福田芳次
“ 1379	宮崎武夫
就任理事	
上野市四十九町790	松永修
“ 763	奥西正義
“ 1330	福田操
“ 778	増田庄治

上野市四十九町1349	岡沢孝次
“ 573	森沢正一
“ 1376	福田弘
就任監事	
上野市四十九町1369	福田芳次
“ 1379	宮崎武夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、美杉村営土地改良事業(新農村地域定住促進対策事業池田地区ほ場整備)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 1月22日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和63年 1月22日から同年 2月12日まで

3 縦覧の場所

美杉村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、美杉村営土地改良事業(農村基盤総合整備事業美杉西部(大洲)地区ほ場整備)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 1月22日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和63年 1月22日から同年 2月12日まで

3 縦覧の場所

美杉村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があつた。

昭和63年1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

事業主体名	事業名	工事完了年月日
住山土地改良区	団体営土地改良総合整備事業 （小規模排水対策特別事業）住山地区 区画整理、暗拒排水	昭和58年3月31日
平尾土地改良区	団体営土地改良総合整備事業 （小規模排水対策特別事業）北平尾地区 区画整理、暗拒排水	昭和60年3月31日
美 杉 村	団体営かんがい排水事業下多気地区用水路	昭和62年3月20日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、阿児町（南草地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
昭和63年1月22日から同年2月12日まで
- 縦覧の場所  
阿児町役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、昭和63年1月6日付けで、四日市市西坂部土地区画整理事業の換地計画の一部変更に伴う換地処分を行った旨、四日市市西坂部土地区画整理組合理事長から届出があつた。

昭和63年1月22日

三重県知事 田 川 亮 三

お知らせ

昭和63年度において、三重県公報の講読を希望される方は、次のことに御留

意のうえ、三重県公報講読申込書により、昭和63年2月22日（月）までに当課に必着するようお申し込みください。

昭和63年1月22日

三重県総務部学事文書課

- 講読料（郵送料を含む。）  
年額26,400円（1箇月2,200円）の予定
- 講読料納入方法  
納入通知書を4月上旬ごろ送付しますから、最寄りの三重県指定金融機関等に納入してください。

正 誤

昭和62年12月11日付け三重県公報第11643号に登載した、道路の区域の変更及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ	行	誤	正
18	第9の表中	961-1	965-1

昭和62年12月11日付け三重県公報第11643号に登載した、正誤中

ページ	行	誤	正
29	下から2	8	5

昭和62年12月25日付け三重県公報第11647号に登載した、開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ	行	誤	正
9	9	2147-4ほか1筆	1247-4ほか1筆



---

少年を非行から守ろう

厳しさも 優しさもある よい家庭

---

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和63年1月22日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課